

未収金解消の取り組みを強化しています

本市では、財政の健全化と市民負担の公平性を確保する観点から、未収金（期限を過ぎても納付されない市税・料金など）解消の取り組みを強化しています。

問い合わせ先

駅南庁舎債権管理課

TEL 0857-20-3435
FAX 0857-20-3403

未収金が累積すると

市が提供するサービスは、市税や各種保険料・使用料などを財源としています。これらが未収となつた場合は、サービスの提供に支障が出るばかりでなく、長期的には市の財政に深刻な影響を与えることとなります。また、納期内に納付されている人と納付されない人がいる状況を放置すれば、公平性が損なわれることとなります。

滞納整理の推進

本市では、納付できる資力があるのに納付されない人、納付相談もされずに滞納を放置されている人に対しては、滞納処分（市による差押など）や裁判手続き（支払督促、差押命令の申立など）を実施しています。

一方、傷病や失業、災害などのやむを得ない事情で一括納付が困難な人に対しては、分割納付の相談に応じるなどしていますので、早めに各担当課までご連絡ください。

税金以外の滞納でも

市税以外にも、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料などの未収金は、市が給与や年金、預貯金、生命保険などを直接差し押さえることにより回収を図ります。

滞納処分する権限のない未収金は、支払督促や差押命令などを裁判所に申し立てて回収を図ります。債権管理課が平成26年6月に設置されて以降、平成29年8月末までに約1100万円の未収金が裁判

未収金額の縮減

手続きを通じて回収されました。そのほかにも、催告などの滞納整理業務により納付された未収金が多数あります。

このような取り組みにより、市全体の未収金は平成28年度決算額で2億5千万円、率にして7.2割前年度と比較して減少しました。今後も、組織的な連携による全庁的な債権回収を推進するとともに、研修などを通じて職員意識とスキルの上昇を図り、的確な初期対応による滞納の抑制に努めるなどして、未収金のさらなる縮減を図ってまいります。



市税などのお支払いには口座振替をご利用ください



市税などの口座振替のお申し込みは、キャッシュカードでできる簡単・便利な「ペイジー口座振替受付サービス」をお勧めします。この機会に、納め忘れがなく便利で確実な口座振替を、ぜひ、お申し込みください。

かんたん 3ステップ

①カードをスキャン



②暗証番号を入力



③サインして完了



取扱税目・料金

- ▼市・県民税（普通徴収）
- ▼固定資産税・都市計画税
- ▼軽自動車税
- ▼国民健康保険料
- ▼介護保険料
- ▼後期高齢者医療保険料
- ▼保育所保育料
- ▼幼稚園保育料
- ▼市営住宅家賃・駐車場使用料
- ▼受託県営住宅家賃・駐車場使用料
- ▼簡易水道使用料
- ▼下水道使用料
- ▼集落排水施設使用料
- ▼浄化槽使用料

受付場所

- ▼債権管理課・保険年金課・高齢社会課・こども家庭課（市役所駅南庁舎1階）
- ▼建築住宅課（市役所本庁舎1階）
- ▼各総合支所 市民福祉課

対象金融機関

- ▼鳥取銀行
- ▼山陰合同銀行
- ▼鳥取信用金庫
- ▼中国労働金庫
- ▼ゆうちょ銀行
- ▼島根銀行

ご用意いただくもの

- ◆対象金融機関のキャッシュカード（通帳、お届印は不要）
- ◆本人確認書類（運転免許証、保険証など）
- ◆口座振替を希望する税、料金の納入通知書

注意事項

- ◆キャッシュカードの名義人ご本人のみの受付となります。
- ◆法人カードは対象外です。
- ◆従来の通帳印と申請書を用いた方法による手続きも継続して行います。この場合は、従来どおり金融機関で手続きをお願いします。

問 駅南庁舎債権管理課

TEL 0857-20-3435
FAX 0857-20-3403

ペイジーなら手続き簡単！